

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版） 【東南アジア版】

各国通貨基準単価算出時換算レート	国・通貨		日本	USD	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	適用換算レート		JPY		KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND
	対USDレート	1USD=	107.530	1.000	4,050.000	163,000.000	8,930.000	4.313	2,745.000	1,385.000	50.870	1.4215	32.740	23,616.000
対JPYレート	1JPY=	1	0.00929973	37.663900	1,515.8600	83.04660000	0.04010970	25.527800	12.880100	0.47307700	0.01322000	0.30447300	219.62200	

* 公益財団法人国際通貨研究所2020年4月1日発行「各通貨の為替相場一覧表」（2020年3月31日調べ対米ドルレート）より

別表1 講座指導の役務提供の対価に関する単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨		日本	USD	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	単位		JPY		KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND
講師技術料	/日/人		17,500	162.74	659,118.25	26,527,550.00	1,453,315.50	701.91	446,736.50	225,401.75	8,278.84	231.35	5,328.27	3,843,385.00

注1: 講座カリキュラム日程表(実績)により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注2: 非同期型(オンデマンド型)のオンライン授業を行う場合には、非同期型(オンデマンド型)のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

注3: ICT技術を利用し、日本からオンライン上で授業をおこなった場合には、その役務の提供が日本国内で為されたことに該当するため、消費税額(10%)を加算します。

別表2 主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨		日本	USD	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	単位		JPY		KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND
主任講師謝金	/案件		200,000	1,859.94	7,532,780.00	303,172,000.00	16,609,320.00	8,021.94	5,105,560.00	2,576,020.00	94,615.40	2,644.00	60,894.60	43,924,400.00

注1: 寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3 講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨		日本	USD	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam
	適用区分(講師謝金等級)	単位	JPY		KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND
原稿料	1級(大学等の教授)	/枚	4,000	37.19	150,655.60	6,063,440.00	332,186.40	160.43	102,111.20	51,520.40	1,892.30	52.88	1,217.89	878,488.00
	2級(大学の准教授)	/枚	3,500	32.54	131,823.65	5,305,510.00	290,663.10	140.38	89,347.30	45,080.35	1,655.76	46.27	1,065.65	768,677.00
	3級(大学等の講師・助教)	/枚	3,000	27.89	112,991.70	4,547,580.00	249,139.80	120.32	76,583.40	38,640.30	1,419.23	39.66	913.41	658,866.00
校訂料	1級(大学等の教授)	/枚	2,000	18.59	75,327.80	3,031,720.00	166,093.20	80.21	51,055.60	25,760.20	946.15	26.44	608.94	439,244.00
	2級(大学の准教授)	/枚	1,800	16.73	67,795.02	2,728,548.00	149,483.88	72.19	45,950.04	23,184.18	851.53	23.79	548.05	395,319.60
	3級(大学等の講師・助教)	/枚	1,500	13.94	56,495.85	2,273,790.00	124,569.90	60.16	38,291.70	19,320.15	709.61	19.83	456.70	329,433.00

注1: 講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができます。

注2: 原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3: 校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4: 日本国内において使用教材を執筆・準備した場合若しくは校訂した場合には、日本国内における役務の提供に該当するため、消費税額(10%)を加算するものとします。

注5: 非同期型(オンデマンド型)オンライン授業のために作成された教材にナレーション(ビデオ動画の中での説明音声を含む)が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版） 【東南アジア版】

別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目	適用対象者		支払通貨 単位	日本	USD	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam	
	適用地域区分			JPY		KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND	
日当	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/日/人	7,200	66.95	271,180.08	10,914,192.00	597,935.52	288.78	183,800.16	92,736.72	3,406.15	95.18	2,192.20	1,581,278.40	
		甲地方	/日/人	6,200	57.65	233,516.18	9,398,332.00	514,888.92	248.68	158,272.36	79,856.62	2,933.07	81.96	1,887.73	1,361,656.40	
		乙地方	/日/人	5,000	46.49	188,319.50	7,579,300.00	415,233.00	200.54	127,639.00	64,400.50	2,365.38	66.10	1,522.36	1,098,110.00	
		丙地方	/日/人	4,500	41.84	169,487.55	6,821,370.00	373,709.70	180.49	114,875.10	57,960.45	2,128.84	59.49	1,370.12	988,299.00	
	インターン生	指定都市	/日/人	6,200	57.65	233,516.18	9,398,332.00	514,888.92	248.68	158,272.36	79,856.62	2,933.07	81.96	1,887.73	1,361,656.40	
		甲地方	/日/人	5,200	48.35	195,852.28	7,882,472.00	431,842.32	208.57	132,744.56	66,976.52	2,460.00	68.74	1,583.25	1,142,034.40	
		乙地方	/日/人	4,200	39.05	158,188.38	6,366,612.00	348,795.72	168.46	107,216.76	54,096.42	1,986.92	55.52	1,278.78	922,412.40	
		丙地方	/日/人	3,800	35.33	143,122.82	5,760,268.00	315,577.08	152.41	97,005.64	48,944.38	1,797.69	50.23	1,156.99	834,563.60	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/日/人	7,200	66.95	271,180.08	10,914,192.00	597,935.52	288.78	183,800.16	92,736.72	3,406.15	95.18	2,192.20	1,581,278.40
			甲地方	/日/人	6,200	57.65	233,516.18	9,398,332.00	514,888.92	248.68	158,272.36	79,856.62	2,933.07	81.96	1,887.73	1,361,656.40
			乙地方	/日/人	5,000	46.49	188,319.50	7,579,300.00	415,233.00	200.54	127,639.00	64,400.50	2,365.38	66.10	1,522.36	1,098,110.00
			丙地方	/日/人	4,500	41.84	169,487.55	6,821,370.00	373,709.70	180.49	114,875.10	57,960.45	2,128.84	59.49	1,370.12	988,299.00
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	57.65	233,516.18	9,398,332.00	514,888.92	248.68	158,272.36	79,856.62	2,933.07	81.96	1,887.73	1,361,656.40
			甲地方	/日/人	5,200	48.35	195,852.28	7,882,472.00	431,842.32	208.57	132,744.56	66,976.52	2,460.00	68.74	1,583.25	1,142,034.40
			乙地方	/日/人	4,200	39.05	158,188.38	6,366,612.00	348,795.72	168.46	107,216.76	54,096.42	1,986.92	55.52	1,278.78	922,412.40
			丙地方	/日/人	3,800	35.33	143,122.82	5,760,268.00	315,577.08	152.41	97,005.64	48,944.38	1,797.69	50.23	1,156.99	834,563.60
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/日/人	5,300	49.28	199,618.67	8,034,058.00	440,146.98	212.58	135,297.34	68,264.53	2,507.30	70.06	1,613.70	1,163,996.60
			甲地方	/日/人	4,400	40.91	165,721.16	6,669,784.00	365,405.04	176.48	112,322.32	56,672.44	2,081.53	58.16	1,339.68	966,336.80
			乙地方	/日/人	3,600	33.47	135,590.04	5,457,096.00	298,967.76	144.39	91,900.08	46,368.36	1,703.07	47.59	1,096.10	790,639.20
			丙地方	/日/人	3,200	29.75	120,524.48	4,850,752.00	265,749.12	128.35	81,688.96	41,216.32	1,513.84	42.30	974.31	702,790.40

(別表4は次頁へ続く)

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版） 【東南アジア版】

(前頁続き)別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目	適用対象者	適用地域区分	支払通貨	日本	USD	Cambodia	Indonesia	Laos	Malaysia	Mongolia	Myanmar	Philippines	Singapore	Thailand	Vietnam	
			単位	JPY		KHR	IDR	LAK	MYR	MNT	MMK	PHP	SGD	THB	VND	
宿泊料	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/夜/人	22,500	209.24	847,437.75	34,106,850.00	1,868,548.50	902.46	574,375.50	289,802.25	10,644.23	297.45	6,850.64	4,941,495.00	
		甲地方	/夜/人	18,800	174.83	708,081.32	28,498,168.00	1,561,276.08	754.06	479,922.64	242,145.88	8,893.84	248.53	5,724.09	4,128,893.60	
		乙地方	/夜/人	15,100	140.42	568,724.89	22,889,486.00	1,254,003.66	605.65	385,469.78	194,489.51	7,143.46	199.62	4,597.54	3,316,292.20	
		丙地方	/夜/人	13,500	125.54	508,462.65	20,464,110.00	1,121,129.10	541.48	344,625.30	173,881.35	6,386.53	178.47	4,110.38	2,964,897.00	
	インターン生 <右記金額が上限>	指定都市	/夜/人	19,300	179.48	726,913.27	29,256,098.00	1,602,799.38	774.11	492,686.54	248,585.93	9,130.38	255.14	5,876.32	4,238,704.60	
		甲地方	/夜/人	16,100	149.72	606,388.79	24,405,346.00	1,337,050.26	645.76	410,997.58	207,369.61	7,616.53	212.84	4,902.01	3,535,914.20	
		乙地方	/夜/人	12,900	119.96	485,864.31	19,554,594.00	1,071,301.14	517.41	329,308.62	166,153.29	6,102.69	170.53	3,927.70	2,833,123.80	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	209.24	847,437.75	34,106,850.00	1,868,548.50	902.46	574,375.50	289,802.25	10,644.23	297.45	6,850.64	4,941,495.00
			甲地方	/夜/人	18,800	174.83	708,081.32	28,498,168.00	1,561,276.08	754.06	479,922.64	242,145.88	8,893.84	248.53	5,724.09	4,128,893.60
			乙地方	/夜/人	15,100	140.42	568,724.89	22,889,486.00	1,254,003.66	605.65	385,469.78	194,489.51	7,143.46	199.62	4,597.54	3,316,292.20
			丙地方	/夜/人	13,500	125.54	508,462.65	20,464,110.00	1,121,129.10	541.48	344,625.30	173,881.35	6,386.53	178.47	4,110.38	2,964,897.00
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/夜/人	19,300	179.48	726,913.27	29,256,098.00	1,602,799.38	774.11	492,686.54	248,585.93	9,130.38	255.14	5,876.32	4,238,704.60
			甲地方	/夜/人	16,100	149.72	606,388.79	24,405,346.00	1,337,050.26	645.76	410,997.58	207,369.61	7,616.53	212.84	4,902.01	3,535,914.20
			乙地方	/夜/人	12,900	119.96	485,864.31	19,554,594.00	1,071,301.14	517.41	329,308.62	166,153.29	6,102.69	170.53	3,927.70	2,833,123.80
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/夜/人	11,600	107.87	436,901.24	17,583,976.00	963,340.56	465.27	296,122.48	149,409.16	5,487.69	153.35	3,531.88	2,547,615.20
			甲地方	/夜/人	16,100	149.72	606,388.79	24,405,346.00	1,337,050.26	645.76	410,997.58	207,369.61	7,616.53	212.84	4,902.01	3,535,914.20
			甲地方	/夜/人	13,400	124.61	504,696.26	20,312,524.00	1,112,824.44	537.46	342,072.52	172,593.34	6,339.23	177.14	4,079.93	2,942,934.80
			乙地方	/夜/人	10,800	100.43	406,770.12	16,371,288.00	896,903.28	433.18	275,700.24	139,105.08	5,109.23	142.77	3,288.30	2,371,917.60
			丙地方	/夜/人	9,700	90.2	365,339.83	14,703,842.00	805,552.02	389.06	247,619.66	124,936.97	4,588.84	128.23	2,953.38	2,130,333.40

注1: 適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2: インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版） 【東南アジア版】

表5 日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目			支払通貨		
	適用区分(講師等級)	適用地域区分	単位	日本 JPY	
日当	講座担当講師	1級(教授)	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		2級(准教授)	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		3級(講師・助教)	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782		
	半日当	/日/人	891		
宿泊料	講座担当講師	1級(教授)	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		2級(准教授)	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		3級(講師・助教)	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
	その他関係者	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419
			乙地方	/夜/人	10,267
経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114		
	乙地方	/夜/人	8,171		

注1: 講座指導担当講師については、講師等級区分による基準単価が適用されます。当該講師が、大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業等の社員の場合には、特任講師とし、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。

講座指導担当講師以外の寄附講座関係者(申請法人の職員等)の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

注2: 適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市)、名古屋市、京都市、大阪府(大阪市、堺市)、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それら以外の地域をいいます。

注3: 日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4: 上記単価基準には消費税額(税率10%適用)を含みます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版） 【東南アジア版】

別表6 日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費(宿舍費、食費、雑費)の単価基準

項目	支払通貨	
	単位	日本 JPY
宿舍費(日本到着日IN～離日当日OUT/上限額)	/夜/人	10,267
食費	三食合計(日本到着日～離日前日)	/日/人 2,620
内訳	昼食分(日本到着日～離日前日)	/食/人 840
	夕食分(日本到着日～離日前日)	/食/人 1,150
	朝食分(日本到着翌日～離日当日)	/食/人 630
雑費	/日/人	1,040

注1: インターン生の宿舍費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7 資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨													
	単位	日本 JPY	USD	Cambodia KHR	Indonesia IDR	Laos LAK	Malaysia MYR	Mongolia MNT	Myanmar MMK	Philippines PHP	Singapore SGD	Thailand THB	Vietnam VND	
資機材費	/台・式	499,999	4,649.85	18,831,912.33	757,928,484.14	41,523,216.95	20,054.80	12,763,874.47	6,440,037.11	236,538.02	6,609.98	152,236.19	109,810,780.37	

注1: (1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウェアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2: 取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組み込みソフトウェア等(単体としては機能を発揮しない物品等)を含め、その組み合わせ構成品を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3: CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウェア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウェア毎に単体として取り扱います。

注4: 取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額等を含めます。

注5: 送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版）【南アジア版】

各国通貨基準単価 算出時換算レート	国・通貨										
	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	
適用換算レート											
対USDレート 1USD=	107.530	1.000	76.440	84.670	75.333	75.333	15.420	121.060	165.750	189.000	
対JPYレート 1JPY=	1	0.00929973	0.71087100	0.78740800	0.70057700	0.70057700	0.14340200	1.1258300	1.5414300	1.7576500	

* 公益財団法人国際通貨研究所2020年4月1日発行「各通貨の為替相場一覧表」（2020年3月31日調べ対米ドルレート）より

別表1 講座指導の役務提供の対価に関する単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	支払通貨										
	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	
講師技術料	17,500	162.74	12,440.24	13,779.64	12,260.09	12,260.09	2,509.53	19,702.02	26,975.02	30,758.87	

注1： 講座カリキュラム日程表（実績）により、指導担当講師毎に、実際に指導を行った日の日数に上記単価を乗じて計算します。

注2： 非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業を行う場合には、非同期型（オンデマンド型）のオンライン授業のために作成された教材の配信を開始した日を以って指導を行った日と見做します。

注3： ICT技術を利用し、日本からオンライン上で授業をおこなった場合には、その役務の提供が日本国内で為されたことに該当するため、消費税額（10%）を加算します。

別表2 主任講師に対する謝礼に関する上限額基準

項目	支払通貨										
	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR	
主任講師謝金	200,000	1,859.94	142,174.20	157,481.60	140,115.40	140,115.40	28,680.40	225,166.00	308,286.00	351,530.00	

注1： 寄附講座事業1案件当たりの合計金額の上限基準です。

別表3 講座指導用の教材の作成に係る原稿料及び校訂料の単価基準（現地講師及び国外講師共通）

項目	適用区分（講師謝金等級）	支払通貨									
		日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
原稿料	1級（大学等の教授）	4,000	37.19	2,843.48	3,149.63	2,802.30	2,802.30	573.60	4,503.32	6,165.72	7,030.60
	2級（大学の准教授）	3,500	32.54	2,488.04	2,755.92	2,452.01	2,452.01	501.90	3,940.40	5,395.00	6,151.77
	3級（大学等の講師・助教）	3,000	27.89	2,132.61	2,362.22	2,101.73	2,101.73	430.20	3,377.49	4,624.29	5,272.95
校訂料	1級（大学等の教授）	2,000	18.59	1,421.74	1,574.81	1,401.15	1,401.15	286.80	2,251.66	3,082.86	3,515.30
	2級（大学の准教授）	1,800	16.73	1,279.56	1,417.33	1,261.03	1,261.03	258.12	2,026.49	2,774.57	3,163.77
	3級（大学等の講師・助教）	1,500	13.94	1,066.30	1,181.11	1,050.86	1,050.86	215.10	1,688.74	2,312.14	2,636.47

注1： 講師謝金等級については、講座指導担当講師が大学等の教員である場合には、その所属元の大学等における職位に基づくものとし、企業所属の社員等の場合は、特任講師として指導にあたるものと判断されるため、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。

注2： 原稿料は、日本語による原稿の場合は400字につき1枚に、その他の言語の場合は200語につき1枚と換算します。但し、PowerPointで作成されたものは、一律に3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注3： 校訂料は、校訂対象の原稿が日本語の場合は、実際に改訂・修正が加えられた該当箇所の文字数を数え、それを400文字につき1枚として換算し、または、その他の言語の場合は該当箇所の語数を数え、それが200語につき1枚として換算します。また、PowerPoint資料の場合は実際に改訂・修正がなされたスライドの数が3スライドにつき1枚と換算します。1枚に満たない分は、四捨五入します。

注4： 日本国内において使用教材を執筆・準備した場合若しくは校訂した場合には、日本国内における役務の提供に該当するため、消費税額（10%）を加算するものとします。

注5： 非同期型（オンデマンド型）オンライン授業のために作成された教材にナレーション（ビデオ動画の中での説明音声を含む）が含まれる場合には、その書き起こし原稿の枚数に対して校訂料の単価による金額を追加します。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版）【南アジア版】

別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨	日本	USD	Afghanistan	Bangladesh	Bhutan	India	Maldives	Nepal	Pakistan	Sri Lanka	
	適用対象者	適用地域区分	単位	JPY		AFP	BDT	BTN	INR	MVR	NPR	PKR	LKR	
日当	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/日/人	7,200	66.95	5,118.27	5,669.33	5,044.15	5,044.15	1,032.49	8,105.97	11,098.29	12,655.08	
		甲地方	/日/人	6,200	57.65	4,407.40	4,881.92	4,343.57	4,343.57	889.09	6,980.14	9,556.86	10,897.43	
		乙地方	/日/人	5,000	46.49	3,554.35	3,937.04	3,502.88	3,502.88	717.01	5,629.15	7,707.15	8,788.25	
		丙地方	/日/人	4,500	41.84	3,198.91	3,543.33	3,152.59	3,152.59	645.30	5,066.23	6,936.43	7,909.42	
	インターン生	指定都市	/日/人	6,200	57.65	4,407.40	4,881.92	4,343.57	4,343.57	889.09	6,980.14	9,556.86	10,897.43	
		甲地方	/日/人	5,200	48.35	3,696.52	4,094.52	3,643.00	3,643.00	745.69	5,854.31	8,015.43	9,139.78	
		乙地方	/日/人	4,200	39.05	2,985.65	3,307.11	2,942.42	2,942.42	602.28	4,728.48	6,474.00	7,382.13	
		丙地方	/日/人	3,800	35.33	2,701.30	2,992.15	2,662.19	2,662.19	544.92	4,278.15	5,857.43	6,679.07	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/日/人	7,200	66.95	5,118.27	5,669.33	5,044.15	5,044.15	1,032.49	8,105.97	11,098.29	12,655.08
			甲地方	/日/人	6,200	57.65	4,407.40	4,881.92	4,343.57	4,343.57	889.09	6,980.14	9,556.86	10,897.43
			乙地方	/日/人	5,000	46.49	3,554.35	3,937.04	3,502.88	3,502.88	717.01	5,629.15	7,707.15	8,788.25
			丙地方	/日/人	4,500	41.84	3,198.91	3,543.33	3,152.59	3,152.59	645.30	5,066.23	6,936.43	7,909.42
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/日/人	6,200	57.65	4,407.40	4,881.92	4,343.57	4,343.57	889.09	6,980.14	9,556.86	10,897.43
			甲地方	/日/人	5,200	48.35	3,696.52	4,094.52	3,643.00	3,643.00	745.69	5,854.31	8,015.43	9,139.78
			乙地方	/日/人	4,200	39.05	2,985.65	3,307.11	2,942.42	2,942.42	602.28	4,728.48	6,474.00	7,382.13
			丙地方	/日/人	3,800	35.33	2,701.30	2,992.15	2,662.19	2,662.19	544.92	4,278.15	5,857.43	6,679.07
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/日/人	5,300	49.28	3,767.61	4,173.26	3,713.05	3,713.05	760.03	5,966.89	8,169.57	9,315.54
			甲地方	/日/人	4,400	40.91	3,127.83	3,464.59	3,082.53	3,082.53	630.96	4,953.65	6,782.29	7,733.66
			乙地方	/日/人	3,600	33.47	2,559.13	2,834.66	2,522.07	2,522.07	516.24	4,052.98	5,549.14	6,327.54
			丙地方	/日/人	3,200	29.75	2,274.78	2,519.70	2,241.84	2,241.84	458.88	3,602.65	4,932.57	5,624.48

(別表4は次頁へ続く)

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版）【南アジア版】

(前頁続き)別表4 日本以外の国・地域における日当及び宿泊料の単価基準

項目			支払通貨	日本	USD	Afghanistan	Bangladesh	Bhutan	India	Maldives	Nepal	Pakistan	Sri Lanka	
	適用対象者	適用地域区分	単位	JPY		AFP	BDT	BTN	INR	MVR	NPR	PKR	LKR	
宿泊料	講座指導担当講師 (講師等級:1~3級)	指定都市	/夜/人	22,500	209.24	15,994.59	17,716.68	15,762.98	15,762.98	3,226.54	25,331.17	34,682.17	39,547.12	
		甲地方	/夜/人	18,800	174.83	13,364.37	14,803.27	13,170.84	13,170.84	2,695.95	21,165.60	28,978.88	33,043.82	
		乙地方	/夜/人	15,100	140.42	10,734.15	11,889.86	10,578.71	10,578.71	2,165.37	17,000.03	23,275.59	26,540.51	
		丙地方	/夜/人	13,500	125.54	9,596.75	10,630.00	9,457.78	9,457.78	1,935.92	15,198.70	20,809.30	23,728.27	
	インターン生 <右記金額が上限>	指定都市	/夜/人	19,300	179.48	13,719.81	15,196.97	13,521.13	13,521.13	2,767.65	21,728.51	29,749.59	33,922.64	
		甲地方	/夜/人	16,100	149.72	11,445.02	12,677.26	11,279.28	11,279.28	2,308.77	18,125.86	24,817.02	28,298.16	
		乙地方	/夜/人	12,900	119.96	9,170.23	10,157.56	9,037.44	9,037.44	1,849.88	14,523.20	19,884.44	22,673.68	
		丙地方	/夜/人	11,600	107.87	8,246.10	9,133.93	8,126.69	8,126.69	1,663.46	13,059.62	17,880.58	20,388.74	
	上記以外の関係者	業務経歴が10年以上の者	指定都市	/夜/人	22,500	209.24	15,994.59	17,716.68	15,762.98	15,762.98	3,226.54	25,331.17	34,682.17	39,547.12
			甲地方	/夜/人	18,800	174.83	13,364.37	14,803.27	13,170.84	13,170.84	2,695.95	21,165.60	28,978.88	33,043.82
			乙地方	/夜/人	15,100	140.42	10,734.15	11,889.86	10,578.71	10,578.71	2,165.37	17,000.03	23,275.59	26,540.51
			丙地方	/夜/人	13,500	125.54	9,596.75	10,630.00	9,457.78	9,457.78	1,935.92	15,198.70	20,809.30	23,728.27
		業務経歴が4年以上10年未満の者	指定都市	/夜/人	19,300	179.48	13,719.81	15,196.97	13,521.13	13,521.13	2,767.65	21,728.51	29,749.59	33,922.64
			甲地方	/夜/人	16,100	149.72	11,445.02	12,677.26	11,279.28	11,279.28	2,308.77	18,125.86	24,817.02	28,298.16
			乙地方	/夜/人	12,900	119.96	9,170.23	10,157.56	9,037.44	9,037.44	1,849.88	14,523.20	19,884.44	22,673.68
			丙地方	/夜/人	11,600	107.87	8,246.10	9,133.93	8,126.69	8,126.69	1,663.46	13,059.62	17,880.58	20,388.74
		業務経歴が4年未満の者	指定都市	/夜/人	16,100	149.72	11,445.02	12,677.26	11,279.28	11,279.28	2,308.77	18,125.86	24,817.02	28,298.16
			甲地方	/夜/人	13,400	124.61	9,525.67	10,551.26	9,387.73	9,387.73	1,921.58	15,086.12	20,655.16	23,552.51
			乙地方	/夜/人	10,800	100.43	7,677.40	8,504.00	7,566.23	7,566.23	1,548.74	12,158.96	16,647.44	18,982.62
			丙地方	/夜/人	9,700	90.2	6,895.44	7,637.85	6,795.59	6,795.59	1,390.99	10,920.55	14,951.87	17,049.20

注1: 適用地域区分の対象となる国・地域については、別紙「地域区分対応早見表」をご参照下さい。

注2: インターン生の宿泊料は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版）【南アジア版】

別表5 日本居住の講座指導担当講師及びその他の関係者の日本国内旅費に係る日当・宿泊料の単価基準

項目			支払通貨	日本 JPY	
	適用区分(講師等級)	適用地域区分	単位		
日当	講座担当講師	1級(教授)	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		2級(准教授)	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		3級(講師・助教)	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
	その他関係者	経歴20年以上	全日当	/日/人	2,724
			半日当	/日/人	1,362
		経歴10年以上20年未満	全日当	/日/人	2,514
			半日当	/日/人	1,257
		経歴4年以上10年未満	全日当	/日/人	2,305
			半日当	/日/人	1,152
経歴4年未満	全日当	/日/人	1,782		
	半日当	/日/人	891		
宿泊料	講座担当講師	1級(教授)	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		2級(准教授)	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		3級(講師・助教)	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
	その他関係者	経歴20年以上	甲地方	/夜/人	13,724
			乙地方	/夜/人	12,362
		経歴10年以上20年未満	甲地方	/夜/人	12,571
			乙地方	/夜/人	11,314
		経歴4年以上10年未満	甲地方	/夜/人	11,419
			乙地方	/夜/人	10,267
経歴4年未満	甲地方	/夜/人	9,114		
	乙地方	/夜/人	8,171		

注1: 講座指導担当講師については、講師等級区分による基準単価が適用されます。当該講師が、大学等の教員である場合には、その所属元の大学等による職位に基づくものとし、企業等の社員の場合には、特任講師とし、原則として、3級に該当するものと見做します。但し、講座開設大学による職位認定がある場合にはそれに従うことができるものとします。
講座指導担当講師以外の寄附講座関係者(申請法人の職員等)の適用区分は業務経歴年数に応じて、適用単価が異なります。

注2: 適用地域区分の「甲地方」とは、さいたま市、千葉市、東京都特別区、神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市)、名古屋市、京都市、大阪府(大阪市、堺市)、神戸市、広島市及び福岡市をいい、「乙地方」とは、それ以外の地域をいいます。

注3: 日当については、適用地域区分による区別はありません。

注4: 上記単価基準には消費税額(税率10%適用)を含みます。

寄附講座事業における対象経費の支払単価基準（2020年度版）【南アジア版】

別表6 日本におけるインターンシップの実施に係るインターン生の滞在費（宿舍費、食費、雑費）の単価基準

項目	支払通貨		
	単位	日本 JPY	
宿舍費（日本到着日IN～離日当日OUT/上限額）	/夜/人	10,267	
食費	三食合計（日本到着日～離日前日）	/日/人	2,620
内訳	昼食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	840
	夕食分（日本到着日～離日前日）	/食/人	1,150
	朝食分（日本到着翌日～離日当日）	/食/人	630
雑費	/日/人	1,040	

注1： インターン生の宿舍費は、上記記載の金額が単価の上限額です。インターン生のために提供した宿泊に係る請求明細書及び領収書に基づき、その範囲内の実費単価による金額が対象経費となります。

別表7 資機材の購入・制作に関する単価基準

項目	支払通貨										
	単位	日本 JPY	USD	Afghanistan AFP	Bangladesh BDT	Bhutan BTN	India INR	Maldives MVR	Nepal NPR	Pakistan PKR	Sri Lanka LKR
資機材費	/台・式	499,999	4,649.85	355,434.78	393,703.21	350,287.79	350,287.79	71,700.85	562,913.87	770,713.45	878,823.24

注1： (1)機械及び装置、(2)器具及び備品、(3)工具、(4)ソフトウェアを購入又は制作する場合、その取得単価が、本表記載の金額以内のものを、本事業の対象経費として計上することができます。

注2： 取得単価には、組み合わせて使用される付属品、部品及び組込みソフトウェア等（単体としては機能を発揮しない物品等）を含め、その組み合わせ構成品を一式とする金額を取得単価とします。但し、消耗品の類は含める必要はありません。

注3： CAD、解析ソフトなど一般的なコンピュータ上で使用しても、そのソフトウェア自体の機能を発揮するものは、そのソフトウェア毎に単体として取り扱います。

注4： 取得単価には、消費税、VATなど当該対象資機材の購入又は制作に当たって、物品毎に課税される税額等を含めます。

注5： 送料や講座開設国外からの調達時に発生する関税及び通関手数料等一時的に発生する費用が別立てになっている場合は、これらの金額を取得単価に含める必要はありません。

地域区分対応早見表

地域	適用区分	対象地域・国・都市等
アジア地域 (日本を除く)	指定都市	シンガポール
	甲地方	—
	乙地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ
	丙地方	アジア大陸(乙地方を除く。アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。)
中南米地域	指定都市	—
	甲地方	—
	乙地方	—
	丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
アフリカ地域	指定都市	アビジャン
	甲地方	—
	乙地方	—
	丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く(欧州地域参照)。)
大洋州地域	指定都市	—
	甲地方	—
	乙地方	オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く(北米地域参照)。)
	丙地方	—
中近東地域	指定都市	アブダビ、ジッダ、クウェート及びリヤド
	甲地方	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	乙地方	—
	丙地方	—
欧州地域	指定都市	ジュネーブ、ロンドン、モスクワ及びパリ
	甲地方	ヨーロッパ大陸(乙地方を除く。トルコを除く(中近東地域参照)。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
	乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア
	丙地方	—
北米地域	指定都市	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ及びワシントン
	甲地方	北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域は除く(中南米地域参照)。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
	乙地方	—
	丙地方	—